

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(別紙2)

(内閣府27-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用				担当部局名	大臣官房公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課長 森丘 宏				
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正な文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。				政策体系上の位置付け	適正な公文書管理の実施						
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正な管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。				目標設定の考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	59.6%	平成23年度	90%	平成28年度	対前年度 比増 (83.5%)	-	-	90.0%	-	-	-	公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものについては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。  移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待される。レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等の割合を向上させることは、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管を促進し、達成すべき目標として設定している行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施に資するものと考えられる。このようなことから、測定指標を「当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合」とした。  レコードスケジュールの早期設定の定着をさらに促進するとともに、想定していなかった要因によりファイル数が大幅に増減した場合などであっても高水準の設定割合を維持することを目指し、次期内閣府本府政策評価基本計画の計画期間の最終年度となる平成28年度に設定割合を90%以上とすることを目標とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 公文書管理推進経費(平成24年度)	2の内数	2の内数	2の内数	2	1	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。						
(2) 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	14(13)	13(11)	5	5	-	憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行うとともに、公文書管理法施行後5年(平成27年度末)の見直しに向けて制度の在り方について調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。						
施策の予算額・執行額	16(13)	15(11)	49の内数	52	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				-			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 三浦健太郎							
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進									
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。				目標設定の考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。		政策評価実施予定時期	平成28年8月						
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度			
1 重要施策に関する広報理解度(テレビ)	(集計中) ※平成26年度実績値が未集計のため	平成24～26年度の平均	基準値以上	平成27年度	—	78.5%	基準値以上								<ul style="list-style-type: none"> <li>国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。</li> <li>放送媒体の主要メディアであるテレビにおける広報理解度を指標とし、具体的にはビデオリサーチ社発行の「テレビコマercialカルテ」における「内容理解度(CM認知者ベース)」の、過去三年間の実績平均を上回ることを目標とする。</li> </ul>
2 重要施策に関する広報理解度(新聞)	(集計中) ※平成26年度実績値が未集計のため	平成24～26年度の平均	基準値以上	平成27年度	—	81.5%	基準値以上								<ul style="list-style-type: none"> <li>国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。</li> <li>出版媒体の主要メディアである新聞における広報理解度を指標とし、具体的にはJ-MONITOR調査による広報理解度の、過去三年間の実績平均を上回ることを目標とする。</li> </ul>
3 ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	(集計中)	平成26年度	対前年度600,000ページビュー増	平成27年度	—	対前年度600,000ページビュー増	対前年度600,000ページビュー増								<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットメディアの発展等の新たな環境変化に対応した広報を行い、その成果を把握・次期広報に適切に反映させていくため、インターネット媒体における測定指標を設定する。</li> <li>政府広報の基幹媒体(政府広報におけるすべての広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)である、ウェブサイト「政府広報オンライン」における年度間の総ページビュー数を測定指標とする。</li> </ul>
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年行政事業レビュー事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度											
(1) 放送諸費(昭和24年度)	619(810)	491(656)	505	505		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビCMスポット及びラジオ定時番組の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。</li> <li>テレビCMスポット及びラジオ定時番組などの放送媒体は、幅広い年齢層へ訴求が可能であるとともに、視覚、聴覚などの人間の感覚に直接訴えるものであることから、広報内容をわかりやすく伝えることが可能である。この結果、理解度、満足度ともに高く、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>								
(2) 出版諸費(昭和24年度)	2,122(2,037)	2,122(1,881)	2,183	2,172		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の重要施策について、新聞、雑誌等の活字媒体を使い、効果的・効率的な広報を実施する。</li> <li>国民各層が幅広く接触し、情報信頼度の高い新聞や、年齢層・性別・関心度などによりセグメントされたメディアである雑誌などの出版媒体を活用し、それぞれの特性に応じた、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>								
(3) 事業諸費(昭和24年度)	640(520)	609(678)	1,730	1,743		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の重要施策に関する広報を、インターネットやモバイル等のテキストや動画により、効率的・機動的・重点的に実施する。</li> <li>各種メディアを効果的・効率的に使用することで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>								

(4) 政府広報ホームページ事業諸費(平成14年度)	126(122)	161(148)	114	114	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報を分かりやすく提供するため、「政府広報オンライン」(文字情報)及び「政府インターネットテレビ」(動画情報)等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施するものである。</li> <li>・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>	
(5) 東日本大震災からの被災地の復興に向けた情報提供(平成24年度)	251(251)	218(217)	224	198	1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の復興に向けて、生活再建や事業再建等、被災者が必要とする情報を提供するために、政府の復興施策等について被災地を中心に広報を実施。</li> <li>・各種メディアを活用した効果的・効率的な政府広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>	
(6) 戦略的広報経費(国内)(平成25年度補正)	—	1,001(1,008)	—	—	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。</li> <li>・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。</li> </ul>	
(7) 戦略的広報経費(国内)(平成26年度補正)	—	—	1,901	—	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。</li> <li>・各種メディアを活用した効率的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。</li> </ul>	
施策の予算額・執行額	3,757 (3,741)	4,665 (4,572)	6,660	4,732	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-3(政策2-施策②))

施策名	国際広報の強化				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 金子正志				
施策の概要	親日感の醸成等を通じて、我が国のグローバルな活動を推進するため、また、最近の我が国の領土・主権を取り巻く情勢等を踏まえ、国際社会において事実関係に関する正しい理解や、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図る				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進						
達成すべき目標	政財官学のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透				目標設定の考え方・根拠	対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、親日度・知日度の変化を検証	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 我が国に対する理解度	37.6%	26年度	45.0%	32年度	-	-	38.8%	-	-	-	45.0% (32年度)	・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層の、我が国に対する理解度を測定指標とする ・目標値については、平成26年度と同様にCM出稿などの取り組みを継続し、東京オリンピックのある2020年(平成32年)までに理解度45%を達成するとして
2 我が国に対する好感度	52.0%	26年度	60.0%	32年度	-	-	53.3%	-	-	-	60.0% (32年度)	・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層の、我が国に対する好感度を測定指標とする ・目標値については、上記と同じく、CM出稿などの取り組みを継続し、平成32年までに好感度60%を達成するとして
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レ ビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 重要事項に関する戦略的 国際広報諸費 (平成26年度)	-	-	1,509	3,603	1・2	対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力(メディア等)も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。						
(3) 対外広報諸費 (昭和24年度)	398 (394)	350(346)	294	-	3	海外向け広報として、平成19年度から電子媒体による月刊英字誌『Highlighting JAPAN』を発行。『Highlighting JAPAN』は、海外に向け、我が国に対する正しい理解と協力を得るため、政府全体の立場から政府の重要施策を紹介することを目的とする唯一の媒体である。このほか、内閣官房内閣広報室の総合調整の下、他省庁とも連携しながら海外メディアにおける広告などを適宜実施している。						
(2) 国際世論対策諸費 (平成25年度)	-	500(495)	-	-	1・2	これまでの我が国の取組及び現在の我が国の重要政策・課題に関して、国際社会に対して戦略的かつ効果的に情報発信を行う。具体的には、外部専門家による調査・分析等、情報発信資料の作成等、国際シンポジウム等の実施、インターネット上での広報等を、各府省と連携し、役割分担を図りながら実施						
(3) 戦略的広報経費(国際) (平成26年度補正)	-	-	601	-	1・2	アベノミクスに対する国際的な信認を確保するため、総理外遊時のイベントや海外テレビCM、SNS広告等を使用した拡散、効果測定等を行う。						
(4) 戦略的広報経費(国際) (平成25年度補正)	-	282(264)	532	-	1・2	国際社会への日本の発信力を強化するため、官邸を司令塔として、民間の力も活用し、あらゆるツールを用いた広報を実施(平成26年度に繰越し、事業実施。調査等についても平成26年度実施予定)						
施策の予算額・執行額	-	1132	2,936	3,603	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	戦略的対外発信:特に、戦略的対外発信については、真に日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信に向けて海外の広報文化外交拠点の創設を官民の知的拠点も活用し、広報文化外交や日本語教育の推進などにより、その取組を強化する。「(「経済財政運営と改革の基本方針2014」平成26年6月24日閣議決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-4(政策2-施策③))

施策名	世論の調査				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官事務代理 太田 哲生		
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見・要望などを聴取、及び国民対話により、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進				
達成すべき目標	・「骨太の方針」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、世論調査の結果が有効に活用されるものとなるよう、各府省との連携を強化する。 ・国政モニター制度により国民の意見・要望等を的確に把握し、速やかに関係府省に提供する。				目標設定の考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減等をはかることができる。	政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
各府省の審議会・白書などでの世論調査結果引用回数の対調査件数比	(集計中) 26年度	1.0以上 (27年度調査件数22件) 27年度	1.0以上 (17件)	1.0以上 (18件)	1.0以上 (22件)					世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度						
(1) 世論調査等諸費(昭和22年度)	158 (145)	158 (155)	160	160	1	・世論調査の実施、国政モニター制度の運営及び国民対話の実施 ・科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。				
施策の予算額・執行額	158 (145)	158 (155)	160	160	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-5(政策3-施策①))

施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理					担当部局名	大臣官房遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務)北條純人			
施策の概要	第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。 平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。					政策体系上の位置付け	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。				目標設定の考え方・根拠	平成9年に発効した化学兵器禁止条約に基づく。	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1 平成27年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	-	-	100%	27年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	平成19年4月の日中首脳会談で、移動式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。平成26年度には敦化市ハルバ嶺で遺棄化学兵器の試験廃棄処理を開始した。 平成27年度は平成26年度に引き続き吉林省敦化市ハルバ嶺における試験廃棄処理、湖北省武漢市及び河北省石家荘市における廃棄処理等を実施する予定であり、その進捗よく割合を目標値として設定する。
2 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	-	-	肯定評価	27年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価	-	-	-	-	事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 遺棄化学兵器廃棄処理事業担当室経費(平成11年度)	253(216)	240(211)	257	257	1.2	事業の企画・調達・運営・管理及び中国との協議等、廃棄処理に必要な業務を適切に行う。また、事業執行の透明性を高めるため事業全般について助言を行う有識者会議を開催するとともに、専門的な分野(建築・施工管理、化学物質分析等)について高度な知見を有する事業参与(非常勤)を採用するなど体制の強化を図っている。						
(2) 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)	20,518(20,334)	20,772(16,061)	26,443	31,177	1.2	中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、保管、廃棄処理を行う。 平成27年度においても、吉林省敦化市ハルバ嶺のほか、中国各地で遺棄化学兵器の発掘・回収、保管を行う。また、平成26年度に引き続き吉林省敦化市ハルバ嶺における試験廃棄処理、湖北省武漢市及び河北省石家荘市における廃棄処理等を実施する予定であり、並行して今後の廃棄処理場所の整備等を行う。						
施策の予算額・執行額	20,771(20,334)	21,012(16,271)	26,700	31,434	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-6(政策4-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報					担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 坂田 進			
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。					政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進					
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。					目標設定の考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	0件(見込み)	26年度	0件	27年度	0件	0件	0件					政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、委員会による検討中または検討後であっても、同様の政府調達案件について裁判に提訴することが可能である。政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るといふ政府調達苦情処理体制の目的に鑑みると、裁判と異なる趣旨の判断が下された件数は0件であることが望ましい。このことから当該指標を設定した。(参考)苦情処理件数 平成25年度:0件、平成26年度:2件(見込み)。
2 HPへのアクセス件数	P	26年度	前年度比増	27年度	前年度比増(29,354件)	前年度比増(23,402件)	前年度比増					政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当である。また具体的な目標値については、平成26年度の実績値(P)に基づいて設定する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
政府調達苦情処理の推進に必要な経費(平成8年度)	3(1)	3(-)	3	3	1,2	・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。 ・また、政府調達苦情処理体制を紹介する広報パンフレットの作成及びHPへの制度内容・苦情申立て検討経緯の公表、また「政府調達セミナー」(外務省主催)等への参加を通じて、苦情処理体制の周知を行う。						
施策の予算額・執行額	3(1)	3(-)	3	3	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-7(政策4-施策②))

施策名	対日直接投資の推進				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用) 須藤 治
施策の概要	対日直接投資の推進は、内外資源の融合によるイノベーションや地域における投資喚起・雇用創出を推進する上で重要であり、政府横断で国内事業環境の改善等に取り組むとともに、投資案件の発掘・誘致活動等を行っている。経済財政運営担当においては、対日直接投資推進会議の事務局として、関係省庁による国内事業環境の改善等のための取組を促す役割を果たしている。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進		
達成すべき目標	対日直接投資の拡大			目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」		政策評価実施予定時期	平成28年8月
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 対日直接投資推進会議を司令塔とした関係省庁による国内事業環境改善等の取組の推進	実施	平成27年度		対日直接投資の決定要因は、投資先の市場規模、地理的要因等が大きく、他に研究開発人材の厚み、ビジネスコストが挙げられる。これらのうち、研究開発人材の育成やビジネスコストの低減等の一部に影響を与え、事業環境を改善することにより、対日直接投資の拡大を図る。こうした取組は政府横断で取り組むことが必要であり、内閣府が関係省庁に対して働きかけつつ、対日直接投資推進会議を司令塔として、対日直接投資の拡大に資する国内事業環境の改善等を推進する。				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	当初予算額(百万円) 27年度				
(1) 対日直接投資の促進に必要な経費(平成18年度)	9(6)	9(2)	9	12	1	「対日直接投資推進会議」を司令塔とし、対内投資を行う外国企業のニーズを踏まえて、対内投資環境の改善に資する制度改革を迅速に実現していくため、政府横断の当面の重点事項を速やかに特定の上、講ずべき具体的措置を取りまとめ、その実施を推進していく。		
施策の予算額・執行額	9(6)	9(2)	9	12	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-		



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-8(政策4-施策③))

施策名	道州制特区の推進				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	道州制特区担当室 参事官 馬場 健				
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域推進計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的議論の進展を図る。				目標設定の考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数(平成27年度までに10件以上)	10件	22年度	10件以上(累計)	27年度	-	10件以上(累計)	10件以上(累計)	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき、国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。</li> <li>上記目標の達成状況を確認するため、政策評価における定量的な測定指標として、国からの事務・事業の移譲件数(累計)である10件を最低限の目標として設定。現在の道州制特別区域基本方針では計画期間を27年度までとしているため、測定指標についても27年度を区切りとして設定している。</li> <li>特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案に基づき、国からの事務・事業の移譲を行うため、北海道から提案が提出され、かつ提案の内容が権限移譲を目的としたものであることが必要となる。現在国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数が10件であることから、「10件以上」と設定する。</li> </ul>
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 制度の評価の実施	実施		27年度		道州制特別区域基本方針(閣議決定)において、計画期間満了時の評価を定めているため。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 道州制特区の推進に必要な経費(平成18年度)	2 (0.3)	1 (0.3)	1	1	2	将来の道州制導入の検討に資するため、今までに移譲した事務・事業等のフォローアップ調査等を行うもの。						
施策の予算額・執行額	2 (0.3)	1 (0.3)	1	1	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-9(政策4-施策④))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 増田 昌樹				
施策の概要	・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的を実施。 ・国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針を踏まえた民間資金等活用事業の一層の推進				目標設定の考え方・根拠	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成25年9月20日閣議決定)において、官民が適切に連携しつつ、民間にとって魅力的な事業を推進することとされたため。		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 PFI事業件数	440件	25年度	対26年度比増 27年度		-	対25年度比増	対26年度比増	-	-	-	-	PFIの推進を測定するため、PFI事業件数を測定目標とする。
					440件	※集計中	-	-	-	-	-	
2 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数	34件	25年度	対26年度比増 27年度		-	対25年度比増	対26年度比増	-	-	-	-	PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として、PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣する。
					34件	※集計中	-	-	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 民間資金等活用事業の推進を図るために必要な経費(平成13年度)	46(30)	31(19)	36	36		1,2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI事業の推進を図るため、制度改善に係る調査、新制度の広報等を実施。</li> <li>・PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として下記を実施。 地方公共団体へのPFI専門家の派遣:PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。 ワンストップ窓口の設置:内閣府に実務経験者を配置し、PFI事業の実務に関するアドバイス等の支援を行う。</li> </ul>					
(2) 民間資金等活用事業の促進に必要な経費(平成25年度)	-	65(63)	65	104								
施策の予算額・執行額	46(30)	96(82)	100	140	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第189回国会経済演説 「民間投資の喚起による経済成長の実現のため、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの実行を加速してまいります。」					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-10(政策4-施策⑤))

施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 新田 敬師				
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。				目標設定の考え方・根拠	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 対象事業数に占める新プロセス等への移行割合	8%	25年度	34%	28年度	—	—	—	34%				公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、内閣府の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標が概ね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等した新プロセス等へ移行することを認めている。 そのため、良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するための指標として、現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定した。 また、目標値(水準)は、公共サービスについて不断の見直しを行い、今後も対象事業数が増加していく中で、監理委員会の充実した審議を可能とするため、継続的に達成すべき水準として平成28年度までに34%としたものである。
2 当該年度における新プロセス等への移行割合	28%	25年度	30%	平成26年度～28年度の3年平均	—	平成26年度から28年度の3年平均で30%						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 競争の導入による公共サービスの改革の推進に必要な経費(平成18年度)	27 (18)	22 (16)	20	18	1	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。						
施策の予算額・執行額	27 (18)	22 (16)	20	18	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			経済財政運営と改革の基本方針について(平成26年6月24日閣議決定)				



達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
市民活動の促進に必要な (1)経費 (平成10年度)	125 (77)	123 (84)	130	131	1~4	<p>1. 2. 特定非営利活動法人は、市民活動の主要な担い手の一つとして、多様化する社会ニーズや課題にきめ細かく機動的に対応するものであり、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されている。こうした活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組みを整備しており、特定非営利活動法人制度全体の信頼性を維持するものとなっている。 【1、認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の増加数(基準値:398法人) 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:2,010,720】</p> <p>3. 共助社会づくりを進めるにあたって大きな役割を担うとされているNPO等が、自立・安定して活動していくためには、寄附などの資金集めやネットワークの構築等に関するノウハウを学ぶための中間支援の方法などを調査し、実際の活動における有効性等を実証・検証するとともに、その結果を「全国報告会」の開催を通じて共有し、中間支援組織の育成・連携強化に繋げていく。また、NPO等の活動の継続と自立、基盤強化を図る。</p> <p>4. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施する。これにより、NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。</p>	
施策の予算額・執行額	125 (77)	123 (84)	130	131	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説 「市民活動の推進については、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-12(政策4-施策⑦))

施策名	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 元野 一生				
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。				目標設定の考え方・根拠	被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは設立後間もなく経営/ウハウが不足していたり、財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果	※集計中	26年度	70点以上 (3県の平均値)	27年度	-	70点以上 (3県の平均値)	70点以上 (3県の平均値)	-	-	-	-	・当該事業で各県が実施する講習会において実施する審査により施策の効果を評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・平成27年度事業において3県が掲げる目標値(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。
2 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数	※集計中	26年度	57団体	27年度	-	60団体	57団体	-	-	-	-	・当該事業において、支援活動を行うNPO等間のネットワークが形成されることにより、NPO等の運営力の強化が図られることから、当該項目を測定指標として設定。 ・平成27年度事業における3県の採択予定件数(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業(平成25年度)(関連:27-11(政策4-施策⑥))	-	260 (249)	247	234	1,2	・3県が、中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導を実施。当該事業によって、より多くのNPO等の基礎的能力の強化が図られることにより、被災3県等における継続的な復興・被災者支援の推進に寄与。 ・復興・被災者支援(3県から他県に避難されている方々への支援を含む)等のうち、NPO等の運営力強化を図ることとする人材育成やネットワークの形成等に係る先駆的な取組に対して3県を通じて支援を実施。当該事業で、NPO等の実践的な活動がより多く実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。						
施策の予算額・執行額	-	260 (249)	247	234	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第189回国会経済演説 「地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-13(政策4-施策⑧))

施策名	国内の経済動向の分析			担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(総括担当) 村山 裕	
施策の概要	国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月1回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年1回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年1回、「経済財政白書」公表後のわが国経済の分析結果を取りまとめ、公表。			政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進			
達成すべき目標	毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係関係会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目的に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目的に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。			目標設定の考え方・根拠	我が国の景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。ただし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があり、景気のみめ細やかな実情把握が求められている。 このため、月次で景気動向を把握していく(月例経済報告)とともに、概ね半年に一度、経済の構造面にまで踏み込んだ分析を実施(経済財政白書、日本経済)し、国民各層への情報提供を行う。  (参考)月例経済報告等に関する関係関係会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)		政策評価実施予定時期	平成28年8月

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 報道の状況 (主要全国紙における関連記事掲載数(月平均))	(集計中) 平成26年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載 平成27年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載							我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数 (内閣府HPにおける、月例経済報告のページへのアクセス件数)	(集計中) 平成26年度	対前年度並以上 平成27年度	対前年度並	対前年度並以上	対前年度並以上							我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 年次経済財政報告のホームページアクセス件数 (内閣府HPにおける、年次経済財政報告(経済財政白書)のページへのアクセス件数)	(集計中) 平成26年度	対前年度並以上 平成27年度	対前年度並	対前年度並以上	対前年度並以上							我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。

4	日本経済のホームページにおけるアクセス件数 (内閣府HPIにおける日本経済(ミニ白書)のページへのアクセス件数)	(集計中)	平成26年度	対前年度並以上	平成27年度	対前年度並	対前年度並以上	対前年度並以上							我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
5	部局ホームページの満足度 ※ヒアリング調査		平成27年4月時点調査の満足度	平成26年度	平均満足度が平成27年4月時点調査の満足度以上	平成27年度	—	—	平均満足度が平成27年4月時点調査の満足度以上						我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が分かりやすく周知されているかを測る指標として設定。
						4,079	—								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
国内の経済動向調査等に (1) 必要な経費 (平成12年度)	48 (38)	47 (43)	48	103	全て	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範囲かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。	
施策の予算額・執行額	48 (38)	47 (43)	48	103	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-14(政策4-施策⑨))

施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析				担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(地域担当) 廣瀬 健司				
施策の概要	地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。				目標設定の考え方・根拠	地域経済について、地域経済動向の迅速かつ的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に係る政策提案に資する基礎資料を作成・提出する。このため、毎月「景気ウォッチャー調査」の作成により、足元の景気判断を取りまとめ、四半期に一回、全国11地域の経済動向について調査・分析をし、年に一回、地域経済の総合的な分析等を行い、「地域の経済」を作成している。		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 報道の状況	(集計中)	平成26年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	平成27年度	—	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 景気ウォッチャー調査のホームページにおけるアクセス件数	(集計中)	平成26年度	対前年度並以上	平成27年度	対前年度比並	対前年度並以上	対前年度並以上					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 地域経済動向のホームページにおけるアクセス件数	(集計中)	平成26年度	対前年度並以上	平成27年度	対前年度比並	対前年度並以上	対前年度並以上					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4 地域の経済のホームページにおけるアクセス件数	(集計中)	平成26年度	対前年度並以上	平成27年度	対前年度比並	対前年度並以上	対前年度並以上					地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の調査等に必要経費(平成12年度)	123(116)	122(114)	126	141		全て	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。					
施策の予算額・執行額	123(116)	122(114)	126	141	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-15(政策4-施策⑩))

施策名	海外の経済動向の分析				担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(海外担当) 浅田英克				
施策の概要	海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、景気情勢等の判断を行い、その成果を「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)に反映させる。また、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	我が国の適切かつ機動的な経済財政運営に資するため、海外経済や国際金融に関する的確な情報の収集と正確な調査・深い分析を行い、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)等に反映させ、政府部内で共有するとともに、国内外に公表し広く情報提供を行う。				目標設定の考え方・根拠	きめ細かい視点(月次)と中長期的視点(年2回)を併存させつつ、国民各層に情報提供を行う。	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)									
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 報道の状況(月例経済報告) (主要全国紙における関連記事掲載数(月平均))	(集計中)	26年度	毎月、全国主要紙7紙等への関連記事掲載	27年度	-	-	毎月、全国主要紙7紙等への関連記事掲載					我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 報道の状況(世界経済の潮流) (主要全国紙における関連記事掲載数(半年平均))	(集計中)	26年度	半年平均で主要全国紙7紙等のうち、3紙への関連記事掲載	27年度	-	-	半年平均で主要全国紙7紙等のうち、3紙への関連記事掲載					我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 世界経済の潮流のホームページにおけるアクセス件数	(集計中)	26年度	対前年度並以上	27年度	-	-	対前年度並以上					我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 海外の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	35 (34)	34 (32)	35	36	全て	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。						
施策の予算額・執行額	35 (34)	34 (32)	35	36	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-16(政策5-施策①))

施策名	国家戦略特区の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 宇野 善昌				
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	国家戦略特別区域法第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	-	平成26年度	225	平成32年度	-	(*)	100	125	150	175	200	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 国家戦略特区の第1弾の区域指定が行われた平成26年度の1年間において、認定された区域計画の事業数は総計50に上ったところ。集中取組期間内である平成27年度は、初年度と同じ事業数(50件)の認定を目指し、集中取組期間終了後の各年においては、1年あたり、集中取組期間の半分の事業数(25件)の認定を目指す。  (* )平成26年度が始まる時点で、具体的な区域及び区域計画が定まっていなかったため、目標等を設定していない。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号				
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 規制・制度改革等の実現 (平成25年度)	-	-	-	-	-	1	国家戦略特区では、大胆な規制・制度改革等を実現することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図る。実現した規制の特例措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。					
(2) 税制上の支援措置 (平成26年度)	-	-	-	-	-	1	即時償却を含む設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例等の税制上の支援措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。					
(3) 国家戦略特区の推進に必要経費 (平成26年度)	-	-	178	271	-	1	国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で支給する、利子補給金(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)の活用を図ることで、目標達成を目指す。					
施策の予算額・執行額	-	-	178	271			「日本再興戦略」改訂2014(平成25年6月24日閣議決定) 第一Ⅲ.3(1)国家戦略特区の強化 第二Ⅰ.5.5-1.(3)ii)国家戦略特区の加速的推進 第187回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成26年9月29日) 第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-17(政策5-施策②))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 塩田 康一 参事官 岸川 仁和				
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	41%	平成25年度	60%	27年度	60%	60%	60%					計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 中心市街地活性化の推進に必要な経費(平成19年度)	12 (6)	11 (5)	12	11	1	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。						
施策の予算額・執行額	12 (6)	11 (5)	12	11	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○「日本再興戦略」(H25.6.14) コンパクトシティの実現 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-18(政策5-施策③))

施策名	構造改革特区計画の認定					担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 森 宏之				
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					目標設定の考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度	
1	規制緩和のうち全国展開された割合	72%	24年度	75%	27年度	-	75%	75%	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化の推進を図る上では、規制緩和のうち全国展開された数の割合が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。</li> <li>・地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数についても定量的な指標であるため測定指標とする。</li> <li>・規制緩和のうち全国展開された数の割合は、年度における評価・調査委員会の結果により左右されるが、特区として存続する方が望ましい場合もあるため、同程度の目標値を設定したものである。なお、評価・調査委員会を経ず、全国展開される規制の特例措置も存在する。</li> </ul>
2	構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	25件	27年度	30件	22件	25件	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1)	構造改革特別区域計画の認定等に必要経費(平成14年度)	26 (21)	25 (22)	25	25	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。</li> <li>・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。</li> </ul>						
施策の予算額・執行額	26 (21)	25 (22)	25	25	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-19(政策5-施策④))

施策名	地域再生計画の認定等					担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫				
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生等を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。					政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。					目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	115件	平成27年度	95件	144件	115件						<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。</li> <li>・目標値については、平成23年度・平成24年度の計画認定の実績値及び平成26年度末で計画期間が満了する計画のうち、改めて認定を受ける計画の見込み件数に基づいて設定した。</li> </ul>
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	70%	平成27年度	70%	70%	70%						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1) 地域再生計画の認定等に 必要な経費 (平成17年度)	28 (20)	29 (21)	28	7,076	1,2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。</li> <li>・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。</li> <li>・地域づくり情報に関する総合情報サイトで、地域活性化に係る施策、活用事例等を掲載。</li> </ul>							
施策の予算額・執行額	28 (20)	29 (21)	28	7,076	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-20(政策5-施策⑤))

施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定					担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫			
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。					政策体系上の位置付け	地域活性化の推進					
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。					目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生法(17法律第24号)第13条第1項</li> <li>・地域再生基本方針(17年4月22日閣議決定)</li> </ul>		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	70%	平成23年度	P	平成27年度	70%	80%	P	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策(地域再生基盤強化交付金による支援)を活用して事業を完了させた地方公共団体へアンケート調査を行い、本施策の有効性を調査することとしているため、その調査結果を測定指標とした。</li> <li>・平成27年度目標値については、26年度実績値等を勘案して設定することとする。</li> </ul>
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	P	平成26年度	P	平成27年度	-	70%	P	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定地域再生計画に基づく地域再生基盤強化交付金事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。</li> <li>・当該指標による評価の初年度であり、比較の対象となる実績値等が存在しないことから、政策⑥-施策④「地域再生計画の認定」の測定指標(計画期間が終了した認定地域再生計画に記載された目標の達成割合)に準じて目標値を設定した。なお、平成27年度以降は、前年度の実績に基づく目標値を設定することとしている。</li> </ul>
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費(平成17年度)(関連25-19(政策6-施策③))	59,402 (58,080)	60,475 (59,604)	45,118	43,068	1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生基盤強化交付金を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査を実施。</li> <li>・各地方公共団体等での施策説明会の開催など本交付金の制度、メリットの周知を図る。</li> <li>・各地方公共団体の実施状況やその効果について適切にフォローアップを実施(現地調査)。</li> <li>・HP(地域再生本部)において、地域活性化に係る施策や活用事例等の情報提供を実施。</li> </ul>						
施策の予算額・執行額	59,402 (58,080)	60,475 (59,604)	45,118	43,068	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-21(政策5-施策⑥))

施策名	地域再生支援利子補給金の支給				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫			
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進					
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。				目標設定の考え方・根拠	地域における創意工夫を生かしつつ、住みよい地域社会の実現を図ることを理念とし、地域再生基本方針(閣議決定)において、「(…略…)民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行う」とされている。  地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成28年8月	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
計画期間が終了した地方公共団体に対する調査 <sup>1</sup> で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	P 平成26年度	P 平成27年度	-	-	70%	P	-	-	-	・地域再生支援利子補給金の活用を記載した認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・前年度の実績を上回る目標値を設定する予定。	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 地域再生の推進のための利子補給金の支給に必要な経費(平成20年度)	170 (153)	223 (200)	250	268	1	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)					
施策の予算額・執行額	171 (153)	223 (200)	250	268	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-				



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-22(政策5-施策⑦))

施策名	総合特区の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官(総務担当) 宇野 善昌 参事官(財政・金融担当) 長屋 正人 参事官(評価担当) 富田 育稔				
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	-	-	4.5点	28年度	-	-	国際4.4点 地域4.3点	国際4.5点 地域4.5点	/	/	/	27年度以降、全ての特区の総合特区事後評価(有識者による評価・5点満点)の結果が出揃うため、当該評価結果を用いることとする。具体的には、最終計画年度(28年度)には全ての特区でA評価(4.5点以上)に達することを目標とする。なお、事後評価初年度(24年度)時点の平均値(国際4.2点、地域4.0点)を基準とし、各特区の計画の始期等のずれを勘案して各年度の目標値を設定した。 ○国際 H24:4.2点⇒H25:4.2点⇒H26:4.3点⇒H27:4.4点⇒H28:4.5点 ○地域 H24:4.0点⇒H25:4.0点⇒H26:4.1点⇒H27:4.3点⇒H28:4.5点
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
総合特区計画に基づく支(1)援措置等に必要経費(平成23年度)	124 (51)	315 (191)	472	613	1	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。						
総合特区の推進調整に必(2)要な経費(平成23年度)	14,980 (3,474)	12,860 (2,796)	10,600	5,000	1	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。						
施策の予算額・執行額	15,104 (3,525)	13,175 (2,987)	11,072	5,613	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進 総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-23(政策5-施策⑧))

施策名	「環境未来都市」構想の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 塩田 康一				
施策の概要	厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。				目標設定の考え方・根拠	「環境未来都市」構想のコンセプト中間とりまとめ (「環境未来都市」構想有識者検討会により平成23年2月策定) 被災地域においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合 (被災地以外の5都市)	33%	24年度	90	28年度	30%	50%	70%	90%	-	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
2 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合 (被災地の6都市)	19%	24年度	90	28年度	20%	40%	65%	90%	-	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 要な経費 (平成23年度)	1,599 (808)	705 (655)	79	77	1.2	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。						
(2) 復興モデル事業の支援 (平成25年度)	-	215 (18) ※うち69を26 年度に繰越し	-	-	2	東日本大震災の被災地域において、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創出し、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」として復興するため、環境、超高齢化対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。						
施策の予算額・執行額	1,599 (808)	920 (674)	79	77	福田内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日) 都市と暮らしの発展プラン(平成20年1月第3回地域活性化統合本部会合了承) 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-24(政策5-施策⑨))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 鹿野 正人				
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって、円滑な都市再生の推進を図るための経費である。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞り者等の安全の確保を図る。				目標設定の考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法理第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の13において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞り者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができる」とされているため。			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数	—	—	6エリア	27年度	8	12	6					・都市再生緊急整備地域において、大規模ターミナル駅周辺など特に機能の集積が進み、大地震発生時のリスクが高く、かつ、地方公共団体等において、都市再生安全確保計画策定に向けた意向を示している等、早期に滞り者等の安全を図るための対策を講ずべきエリア数に基づき、「国土強靱化アクションプラン2014」における目標年限を設けており、政策評価の目標値も同様に設定。
2 都市再生安全確保計画の作成エリア数	10エリア	26年度	18エリア	30年度	—	10	—	—	—	18		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
都市再生安全確保計画の(1)策定の促進に必要な経費(平成24年度)	150 (63)	100 (37)	91	45	1	都市再生安全確保計画の策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。						
施策の予算額・執行額	150 (63)	100 (37)	91	45	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定)					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-25(政策5-施策⑩))

施策名	プロフェッショナル人材事業				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 村上敬亮				
施策の概要	地方の中堅・中小企業の生産性向上に必要なプロフェッショナル人材〔経営(サポート)人材、専門人材〕の都市圏から地方への還流を円滑にするための仕組みを構築する。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	「プロフェッショナル人材」を都市部から地方へ還流させるため、「プロフェッショナル人材」の地方還流の支援策を展開することで、地方の中堅・中小企業の生産性向上を実現する。				目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略 アクションプラン(個別施策工程表)(1)-(エ)- ②		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
「プロフェッショナル人材センター(仮称)」及び(株)地域1 経済活性化支援機構の子会社(以下「人材センター等」という。)の相談件数	0件	26年度	5万件(累計)	32年度	-	0件	3千件	7千件	1万件	1万件	1万件	・人材の地方還流を推進するため、人材センター等の相談件数を測定指標とする。 ・「プロフェッショナル人材センター(仮称)」の本格稼働を28年度以降としているため、軌道に乗るまでの間は緩やかな件数の積み上がりを計画する。
					-	0件						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) プロフェッショナル人材事業(26年度)	-	-	1,511 ※27年度へ 明許繰越	-	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市圏において、大企業向けに人材を通じた地方企業との関係構築等について、プロフェッショナル人材向けに地方でのキャリア形成等について、セミナーや個別相談などを実施。</li> <li>都道府県ごとに「プロフェッショナル人材センター」(窓口機能)を設置。</li> <li>同センターでは、受入企業側の人材ニーズ情報の収集に加え、受入企業側の抵抗感払拭や人材活用力の向上、人材マッチングに携わる民間人材サービス事業者・金融機関・NPO等の活動を支援するセミナーを実施。</li> <li>各府省庁のUIターン関連事業の情報を効率的に収集できる「統合人材プール」(サイト)を整備。</li> </ul>						
施策の予算額・執行額	-	-	同上	-	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-26(政策5-施策⑪))

施策名	地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の策定等				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 村上 敬亮 参事官 溝口 洋 参事官 岸川 仁和				
施策の概要	①地域消費喚起・生活支援型 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)制度要綱に基づき、配分計画を策定する。 ②地方創生先行型 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱及び地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)交付要綱に基づき、交付金を交付する。				政策体系上の位置付け	地域活性化の推進						
達成すべき目標	①地域消費喚起・生活支援型 地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策を支援することで、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に的を絞った対応をする。 ②地方創生先行型 地方公共団体による地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を支援することで、地方創生を速やかに進める。				目標設定の考え方・根拠	地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)の創設により、地域における消費が喚起された又は低所得者等の生活支援に効果があったと回答した地方公共団体の割合(※母数は、交付対象となった地方公共団体の総数)	-	-	100%	27年度	-	-	100%	-	-	-	-	本交付金の目的が、上記のとおり「地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に的を絞った対応をするため、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策を支援」することであることに鑑み、本交付金によって、実際にどの程度の地方公共団体において消費が喚起されたのか把握する必要があるため。
2 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の創設により、地方創生の取組を推進することができたと回答した地方公共団体の割合(※母数は、交付対象となった地方公共団体の総数)	-	-	100%	27年度	-	-	100%	-	-	-	-	本交付金の目的が、上記のとおり「地方創生を速やかに進めるため、地方公共団体による地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を支援」することであることに鑑み、本交付金によって、実際にどの程度の地方公共団体において地方創生の取組が推進されたのか把握する必要があるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 地域活性化・住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)に必要な経費(26年度補正)	-	-	250,000	-	1	地方公共団体が作成する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。交付金の交付限度額は、各地方公共団体の外形基準をベースとして算定。						
(2) 地域活性化・住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)に必要な経費(26年度補正)	-	-	170,000	-	2	地方公共団体が作成する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る実施計画に基づく事業に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。交付金の交付限度額は、各地方公共団体の外形基準をベースとして算定。						
施策の予算額・執行額	-	-	420,000	-	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-27(政策5-施策⑫))

施策名	地方版総合戦略策定支援					担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	企画官 早田 豪			
施策の概要	地方公共団体による「地域経済分析システム」の活用及び「地方版総合戦略」策定を支援するため、全国の地方経済産業局及び地方運輸局に専門人材を配置するとともに、産業分野、観光分野、人口分野等の主要分野について、各自治体のニーズに応じて有識者を派遣する体制を構築する。					政策体系上の位置付け	地域活性化の推進					
達成すべき目標	平成27年度中に各地方公共団体が地方版総合戦略を策定すること。					目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 地方版総合戦略を策定した地方公共団体の割合	-	-	100%	27年度	-	-	100%	-	-	-	-	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各地方公共団体は平成27年度中に地方版総合戦略を策定し実行するよう努めるものとされているため。
					-	-	-	-	-	-		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 地方版総合戦略策定支援	-	-	-	92	1	地方公共団体による「地域経済分析システム」の活用及び「地方版総合戦略」策定を支援するため、全国の地方経済産業局及び地方運輸局に専門人材を配置するとともに、産業分野、観光分野、人口分野等の主要分野について、各自治体のニーズに応じて有識者を派遣する体制を構築する。						
施策の予算額・執行額	-	-	-	92	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-28(政策6-施策①))

施策名	地方分権改革に関する施策の推進					担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	参事官 谷 史郎				
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する					政策体系上の位置付け	地方分権改革の推進						
達成すべき目標	地方分権改革の普及啓発その他の地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の推進					目標設定の考え方・根拠	「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	325,096 (暫定)	平成26年度	前年度以上	平成27年度	— 251,911	前年度以上 325,096 (暫定)	前年度以上	—	—	—	—	—	・「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定。以下「総括と展望」と言う)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、近年情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。
2 地方分権改革推進室Facebookページの「いいね!」の増加数	825 (暫定)	平成26年度	前年度以上	平成27年度	— 268	前年度以上 825 (暫定)	前年度以上	—	—	—	—	—	・総括と展望においては、「これまでの地方分権改革を通じて、権限移譲や規制緩和など数多くの制度改革とその具体的な活用事例が積み重ねられてきている。これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等の間の活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。
3 地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの増加数	4,040 (暫定)	平成26年度	前年度以上	平成27年度	— 1,514	前年度以上 4,040 (暫定)	前年度以上	—	—	—	—	—	同上
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
4 法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催	—	—	実施	—	実施	実施	実施	—	—	—	—	—	・地方分権改革に関する法律等につき、当事者である地方側にその内容を説明することは、地方分権改革に関する施策の円滑な推進に資するため、地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進の指標として設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1) 要な経費(平成25年度)	—	37 (43)	39	39	1,2,3	地方分権改革シンポジウムの開催や優良事例データベースの構築等により、国民や地方へ地方分権改革の普及啓発を推進する。							
施策の予算額・執行額	—	37 (43)	39	39	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「地方分権でも、霞が関が主導する従来のスタイルを根本から改め、地方の発意による、地方のための改革を進めてまいります。地方からの積極的な提案を採用し、農地転用などの権限を移譲します。」							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-29(政策7-施策①))

施策名	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進					担当部局名	地域経済活性化支援機構担当室	作成責任者名	藤本 拓資			
施策の概要	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を推進する。					政策体系上の位置付け	地域経済活性化事業等支援政策の推進					
達成すべき目標	事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。					目標設定の考え方・根拠	「地域経済活性化支援機構法」第1条		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 <b>I. 直接の再生支援を通じた地域への貢献</b> (1) 具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援を確実に行ったか	(集計中)	平成26年度	50%以上	平成27年度	/	/	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator: 具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なものを設定。 ・KPIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。
2 <b>I.(2) 先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等</b> ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか	90%	平成25年度	75%以上	平成27年度	/	/	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	〃
3 <b>I.(3) ハンズオン支援等による収益改善</b> ハンズオン支援等を行うことで、収益改善を図ることができたか	95%	平成25年度	75%以上	平成27年度	/	/	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	〃
4 <b>I.(4) 地域経済への貢献</b> 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか	70%	平成25年度	75%以上	平成27年度	/	/	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	〃
5 <b>I.(5) 金融機関等との連携</b> 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等)	90%	平成25年度	90%以上	平成27年度	/	/	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	〃



<p>II.地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援 (1)地域経済への貢献</p> <p>6 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか</p>	63%	平成25年度	75%以上	平成27年度	63%	/	/	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	"
<p>II.(2)金融機関等との連携</p> <p>7 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか)</p>	96%	平成25年度	90%以上	平成27年度	96%	/	/	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	"
<p>III.中小企業等への重点支援の明確化</p> <p>8 中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)</p>	90%	平成25年度	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	平成27年度	90%	/	/	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)	"

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
------	----	------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>II.(3)各都道府県での支援実績の積上げ</p> <p>9 ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範に積み上げられたか</p>	75%以上	34年度	<p>・官民ファンドの活用推進に関する関係関係会議幹事会において、KPI(=Key Performance Indicator:具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なもの)を設定。</p> <p>・KPIIについては、できるだけ機構の政策目的の達成に向けた取組みの状況を示せるものを検討していくこととしており、相談受付件数やファンド設立・運営件数等に係る取組み状況や民間資金の活用状況、雇用確保等の状況を示す指標を設定。</p>									
--	-------	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>II.(4)地域への知見・ノウハウの移転</p> <p>10 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行う</p>	100%(平成35年3月末までの累計)	34年度	"									
--	---------------------	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>IV.機構全体の収益性確保</p> <p>11 出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)</p>	出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)	機構解散時	"									
--	---------------------------	-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
財政投融资要求(産投出 (1)資) (平成26年度、27年度)	-	-	3,000	7,000	6,7,9,11	地域経済活性化支援機構法の改正により、新たにファンドに対するLP出資機能が追加された。地域の活性化に向けた取組みを支援するため、『日本再興戦略』改訂2014等にも掲げられている4類型のファンド(①地域ヘルスケア産業支援、②地域観光・まちづくり活性化、③早期経営改善等支援、④東日本大震災復興・成長支援)に対するLP出資の財源として、産投出資が措置された。	
施策の予算額・執行額	-	-	3,000	7,000	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済活性化支援機構による地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る</li> <li>・ヘルスケア産業に対して資金供給及び経営ノウハウの提供等を行い、新たなビジネスモデルの開発・普及を促していくため、地域経済活性化支援機構(REVIC)において、「地域ヘルスケア産業支援ファンド(仮称)」を年度内に創設し、地域におけるヘルスケア産業の創出・拡大の支援を図る。</li> <li>・観光庁及び(株)地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力のもと、観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。</li> </ul> <p>○「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」(復興庁・産業復興の推進に関するタスクフォース 平成26年6月10日公表) 機構の機能を十分に活用することにより、被災地において、(略)、企業の経営改善・事業再生を支援するファンドや地域活性化を担う事業者を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。</p>	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-30(政策8-施策①))

施策名	原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等					担当部局名	原子力政策担当室	作成責任者名	参事官(原子力担当) 室谷 展寛			
施策の概要	原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言等の検討や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を実施。					政策体系上の位置付け	科学技術・イノベーション政策の推進					
達成すべき目標	原子力の研究、開発及び利用に関する政策等について企画、審議し、決定するために、原子力委員会を定期的に開催し、国民や国際社会の理解の増進を図れるよう、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施することで、各府省における原子力利用に関する政策、取組の理解の増進を図り、もって原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力委員会は、我が国の原子力の研究開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために内閣府に設置されている。	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 原子力委員会において使用した資料及び議事録の公表等による原子力委員会の活動報告状況	100% (見込み)	26年度	100%	27年度	—	100%	100%	—	—	—	—	原子力委員会は公開で会議を開催し、会議後には資料等をホームページにおいて公開しているところ。引き続き、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信を着実に実施する。
					100%	100% (見込み)	—	—	—	—		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 原子力政策の検討及び適切な情報発信等	87(70)	84(68)	83	82	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FNCA(アジア原子力協力フォーラム)やIAEA(国際原子力機関)総会などの国際会議を通じて我が国の原子力に関する活動の情報発信を実施する。</li> <li>・原子力の研究、開発及び利用に関する取組等について、ホームページによる情報公開等を通じて広報・広聴を充実させる。</li> </ul>						
施策の予算額・執行額	87(70)	84(68)	83	82	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-32(政策9-施策①))

施策名	宇宙開発利用の推進				担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	参事官 頓宮 裕貴			
施策の概要	宇宙利用拡大を図るための施策の策定を重点的に行うため、民間事業者の能力を活用して、諸外国における宇宙政策の動向、防災対策に関するニーズ、国内での衛星データ利用拡大方策等の調査分析を行う。				政策体系上の位置付け	宇宙開発利用に関する施策の推進					
達成すべき目標	宇宙利用の拡大				目標設定の考え方・根拠	宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値等	目標値等		年度ごとの目標値等 年度ごとの実績値等							測定指標の選定理由及び目標値等(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 宇宙利用方策開拓調査 (我が国における新たな宇宙利用分野開拓の事例調査やセミナー等実施)	衛星データの利用等、我が国全体の宇宙開発利用を推進する新たな活用方法などの調査	25年度	27年度	・衛星データの利用等、我が国全体の宇宙開発の実利用に資する新たな活用方法などを調査 ・対前年度以上	・我が国におけるリモートセンシング衛星等の新たな利用分野開拓に係るロードマップの策定 ・対前年度以上	・我が国における宇宙開発利用を拡大するため、事例の調査やセミナーを通じ、宇宙利用産業やユーザー産業の裾野の拡大を目指す。 ・対前年度以上	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)において、「民生・安全保障の両面で宇宙空間の利用が果たす役割がますます大きくなる中、我が国にとって、自前で宇宙活動できる能力を保持すること(自立性の確保)が重要である。」と記載されている一方、「我が国では、政府の宇宙開発利用に関する支出の多くが年度ごとの予算措置として計画されているため、産業界が将来の投資計画のめどを立てることが困難となっている等の理由から、民間事業者の宇宙事業からの撤退が相次ぐ一方、新規参入も停滞している。」と記載されている。
2 宇宙政策及び商業宇宙活動の動向等に関する調査	欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析	26年度	27年度	-	欧米等の宇宙利用先進国における宇宙政策の動向・評価手法等に関する調査・分析	諸外国の宇宙政策及び商業宇宙活動の動向等に関する調査・分析	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)において、「我が国の宇宙政策に関する具体的アプローチ」の「具体的取組」の「宇宙開発利用全般を支える体制・制度等の強化策」として「宇宙開諸外国の宇宙政策や宇宙産業の動向等を調査分析し、我が国が取るべき戦略を長期的視点から検討するための企画立案機能を強化する」と記載されている。
				-	実施済	実施中					
				-	実施済						

3	宇宙インフラシステムの海外戦略策定調査	新興国の国情やニーズ等を調査	26年度	総合的な海外展開のパッケージ戦略を策定	27年度	-	新興国の国情やニーズ等を調査	総合的な海外展開のパッケージ戦略を策定	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)において、「我が国の宇宙政策に関する具体的アプローチ」の「具体的取組」の「宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化」において「我が国が強みを有する宇宙システムの輸出等、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組む」と記載されている。
4	宇宙監視システムの能力具体化に関する調査	宇宙状況監視システム体制整備に資する各種情報の把握	平成25年度	宇宙監視システムの宇宙物体監視能力・コストを規定する各種パラメータのトレードオフを行い、費用対効果の高いシステムの能力を具体化について検討	平成27年度	宇宙状況監視システム体制整備に資する各種情報の把握	政府全体としての宇宙状況監視体制、PI導入の可能性等の検討	宇宙監視システムの宇宙物体監視能力・コストを規定する各種パラメータのトレードオフを行い、費用対効果の高いシステムの能力を具体化について検討	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)に、宇宙状況把握(SSA)に係る具体的アプローチとして、「日米連携に基づく宇宙空間の状況把握のために必要となるSSA関連施設及び防衛省やJAXAを始めとした関係政府機関等が一体となった運用体制を、平成30年代前半までに構築する。これに並行して、我が国関係機関と米国戦略軍等との間で連携強化の在り方について協議を進め、運用体制構築等に資する情報収集及び調整を図る。」と記載されている。
5	衛星ネットワーク関係調査事業	-	-	リモートセンシング衛星を活用できる分野について、幅広い関係者の協力を得て、実際に活用できるような仕様等を検討する。	27年度	-	-	リモートセンシング衛星を活用できる分野について、幅広い関係者の協力を得て、実際に活用できるような仕様等を検討する。	未定	未定	未定	未定	宇宙基本計画(平成27年1月9日宇宙開発戦略本部決定)において、「民生分野における宇宙利用の推進」の「衛星リモートセンシング」施策に「衛星によるリモートセンシング全体について、安全保障・公共・産業等の各分野における利用ニーズを明らかにした上で、これに対応するために必要となる衛星の仕様、運用方法及びデータの活用可能性等について継続的に検討を行い、以後のプロジェクトに反映していく仕組みを構築する。」と記載されている。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 宇宙利用拡大の調査研究 (平成27年度)	-	-	343	300	1	我が国の宇宙政策の企画・立案と司令塔機能強化に資するため、政府や民生分野などにおいて宇宙利用を進めている諸外国の宇宙政策及び商業宇宙活動の動向等に関する調査・分析を行う。	
	-	-			2	我が国の宇宙インフラシステムの海外展開を図るため、新興国等について国別の総合的パッケージを検討するとともに、現地における状況調査やセミナー開催等を行う。	
	-	-			3	宇宙物体の分布や天候等を模擬したシミュレーション上で、宇宙監視システムの宇宙物体監視能力・コストを規定する各種パラメータのトレードオフを行い、費用対効果の高いシステムの能力を具体化するための調査研究を行う。	
施策の予算額・執行額	-	-	343	300	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す 「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-33(政策9-施策②))

施策名	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進				担当部局名	宇宙戦略室	作成責任者名	守山 宏道			
施策の概要	測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能等を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用することにより、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資する。				政策体系上の位置付け	宇宙開発利用に関する施策の推進					
達成すべき目標	・2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備する。将来的には、持続測位が可能となる7機体制を目指すこととする。 ・平成32年度以降も確実に4機体制を維持すべく、平成27年度からみちびき後継機の検討に着手する。平成35年度をめどに7機体制の運用を開始する。				目標設定の考え方・根拠	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)、「宇宙基本計画(平成27年1月宇宙開発戦略本部決定)」	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値等	目標値等		年度ごとの目標値等 年度ごとの実績値等							測定指標の選定理由及び目標値等(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 準天頂衛星システム事業の推進	事業着手	24年度	30年度	総合システム設計中	総合システム設計・基本設計中	基本・詳細設計完了、本格製造着手	総合試験完了	3機打ち上げ完了	運用開始		「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、2010年代後半を目途にまずは4機体制(初号機「みちびき」を含む)を整備するとされている。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 実用準天頂衛星システム事業の推進(平成24年度)	329(174)	10,555(10,489)	12,499	14,622	1	実用準天頂衛星システムのうち、衛星システムの開発・整備を行う。					
施策の予算額・執行額	329(174)	10,555(10,489)	12,499	14,622	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説:七 イノベーションによって新たな可能性を創り出す「……海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓きます。」					